**令和5年度　事前評価点検表（内部評価）**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 阪南港　阪南２区整備事業（第２期整備区域） |
| 担当部署 | 大阪港湾局　泉州港湾・海岸部　事業推進課（地域調整担当）（連絡先：0725-21-7232） |
| 事業箇所 | 岸和田市岸之浦町地内 |
| 事業目的 | 阪南２区整備事業は、岸和田市地蔵浜町の沖合で実施中の埋立事業であり、（１）港湾物流機能の強化・拡充、（２）背後市街地の住工混在地域の環境改善及び（３）緑地等水辺環境の整備を図り、併せて地域の振興にも寄与することを目的としている。阪南２区整備事業の全体計画（面積141.7ha）のうち、優先的整備区域（面積77.7ha）については令和５年度で終了予定である。今回、第２期整備区域として令和６年度より第２期保管施設用地及び緑地護岸の一部の整備を行い、企業立地による地元産業の活性化、水生生物や鳥類の生息・生育の場の創造等を図る。インフラ整備等にあたっては、埋立地の分譲や賃貸からの収入で事業費を回収する特別会計事業で行っているものである。 |
| 事業内容 | ○阪南２区整備事業は、環境に配慮した３つのゾーンで以下のとおり構成される。①水辺に親しめる環境創造のゾーン：緑地、干潟など親水空間の創出②産業と環境調和を図るゾーン：住・工混在の解消の観点から工場用地の空間の創出③環境負荷を抑えるゾーン：港湾物流機能の強化、拡充の観点から保管施設用地（物流関連用地）の空間の創出その中で①③の目的を達成するため、第２期整備区域に位置付けている第２期保管施設用地、緑地護岸の整備を行う。○整備内容　・道路　　　　　１．６km　　　　　　・インフラ　一式（上下水道　他） 　　　　　・緑地護岸　　　１．５km　　　　　　 |
| 事業費 | 全体事業費：約71億円  |
| （内訳）工事費　　約52億円金利等　　約19億円　　　　　 | 【工事費の内訳】・道路、インフラ整備費　　 約16億円 ・緑地護岸整備費 　　　 　 約36億円 |
| 事業費の変動要因 | 【事業費の変動要因】・人件費、資材費について変動する可能性がある。 |
| 関連事業 | 公益財団法人大阪府都市整備推進センターによる埋立造成業務（陸上建設残土や浚渫土砂等の埋立による用地造成） |
| 上位計画等における位置付け | ・阪南港港湾計画（H18.2）・阪南港阪南２区整備事業公有水面埋立免許（H11.1当初取得） |

|  |  |
| --- | --- |
| 優先度 | 　阪南２区整備事業は、阪南港港湾計画に位置付けられており、企業進出のニーズがあることや環境創造の効果が期待されることから事業を実施する必要がある。 |
| 事業を巡る社会経済情勢等 | 物流制度改革を背景に陸上輸送からのモーダルシフトによって港湾の需要が高まりを見せている。優先的整備区域は、土地処分が進んでおり、企業の活動用地として第２期保管施設用地についても整備効果が期待できる。 |
| 地元の協力体制等 | 岸和田市の将来ビジョン・岸和田　総合計画において、まちづくりの目標として「個性きらめき　魅力あふれる　ホットなまち」を目指し、阪南２区は工業・流通拠点として、広域連携軸近辺及び海辺の立地条件を活かし、工業・流通機能の集積を促進するとされている。岸和田市では阪南２区への企業進出を推進する目的で、「岸和田市産業集積促進地区における産業支援条例」が制定され、進出企業に対し、固定資産税相当額等の助成金が交付されるなどの税制面での優遇策が実施されている。 |
| 事業の投資効果＜費用便益分析＞または＜代替指標＞ | 費用便益の分析の手法が確立されておらず、算出できず。＜代替指標＞事業費約71億円分譲収入等約152億円 |
| 事業効果の定性的分析（安心・安全、活力、快適性等の有効性） | 【効果項目】・保管施設用地の整備により、企業進出のニーズに応えられる。・企業立地により、雇用の創出、地元産業の活性化が図られる。・緑地護岸の整備により、企業や府民が水辺空間や港湾とふれあう場が創造でき、企業の環境意識の高まりの中、社会貢献活動の場としての利用等、企業価値の向上に資することができる。また、水生生物や鳥類の生息・生育の場の創造等の効果が得られる。【受益者】・府民 |
| 事業段階ごとの進捗予定と効果 | 〇第２期保管施設用地・インフラ整備が完了次第、企業誘致を開始予定・整備効果としては、地元産業の活性化が期待できる。〇緑地護岸・護岸整備に合わせ、埋立造成を実施予定・整備効果としては、良好な環境を提供する他、社会貢献活動の場としての利用や水生生物や鳥類の生息・生育の場の創造等の効果が得られる。 |
| 完成予定年度 | 令和13年度 |
| 代替手法との比較検討 | 本事業目的を達成するためには、企業立地のための保管施設用地には道路・インフラ整備が必要であり、緑地の埋立造成には護岸整備が必要である。これらの手法以外に代替案はない。 |
| 自然環境等への影響とその対策 | 工事実施における周辺の環境に及ぼす影響を極力小さくするよう環境保全対策を講じるとともに、環境影響評価書に基づき水質、底質、水生生物等の調査を実施する。 |
| その他特記事項 | 　－ |

|  |  |
| --- | --- |
| 評価結果 | ・事業実施は妥当＜判断の理由＞　第２期整備区域については第２期保管施設用地と緑地護岸の一部を整備予定である。第２期保管施設用地の整備については、企業進出ニーズに応えるとともに、地元産業の活性化等の効果が期待できる。また、緑地護岸の整備については、良好な自然環境を府民に提供できることや水生生物や鳥類の生息・生育の場の創造等環境面への好影響が期待できることから「事業実施」とする。 |